

徳島県人事委員会告示第十一号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和七年十一月二十日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和七年十一月二十八日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和六年十二月十二日